

# 医科点数表の解釈

平成 28 年 4 月版

## Web 追補 No.10 (平成 29 年 4 月号)

平成 29 年 4 月 10 日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
  - 平成 29 年 3 月 31 日 保医発 0331 第 8 号 (平成 29 年 4 月 1 日適用)
  - 平成 29 年 3 月 31 日 保医発 0331 第 10 号 (平成 29 年 4 月 1 日適用)
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](http://www.shaho.co.jp/shaho/2016_sinryo/index.html)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2016\_sinryo/index.html)
- 「疑義解釈資料の送付について (その 10)」(平成 29 年 3 月 31 日医療課事務連絡)が発出されています。『[診療報酬関連情報ナビ](http://www.shaho.co.jp/shaho/2016_sinryo/index.html)』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
274			〔B001 特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に規定する腫瘍マーカーに関する留意事項として追加〕	◇ 悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行ったヒト精巣上体蛋白 4 の費用は B001 特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、当該検査は、B001 特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。 図 (平 29. 3. 31 保医発 0331 10)
489			〔D009 腫瘍マーカーの「22」C A 130 の所定点数 (200 点) を準用する項目として追加〕	◇ ヒト精巣上体蛋白 4 ア ヒト精巣上体蛋白 4 は、D009 腫瘍マーカーの「22」C A 130 の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、D009 腫瘍マーカーの「注 1」及び「注 2」の規定に準ずる。 ウ 本検査は、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に 1 回を限度として算定する。 悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った本検査の費用は B001 特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、本検査は、B001 特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。 エ 本検査は、C L I A 法により測定した場合に算定できる。 図 (平 29. 3. 31 保医発 0331 10)
1136	—	上から 4 行目	(最終改正; 平 28. 12. 1 保医発 1201 2)  〔黄色網かけは Web 追補 No. 6 等にて改正済み〕	(最終改正; 平 29. 3. 31 保医発 0331 8)
1142	右	上から 11 行目	高分子ポリエチレン製	高分子ポリエチレン製又はポリエステル製

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika\_kaishaku

https://twitter.com/ika\_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。